

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター定款（以下「定款」という。）第21条の規定に基づき、地方独立行政法人桑名市総合医療センターの理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事等)

第2条 定款第14条第3号に規定する予算の執行に関する事項のうち、理事会の議を経なければならないものは、5,000万円以上の工事又は修繕及び2,000万円以上の医療機器の購入に関する契約の締結並びにこれらの契約に係る1,000万円以上の変更契約の締結及びこれらの契約に係る解約とする。

2 定款第14条第5号に規定する規程の軽易な改正又は廃止は、次に掲げる事項とする。

(1) 法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の題名又は規定を引用する規程及び当該法令の施行に必要な規程において当該法令と同一の用語を使用するものの改正又は廃止

(2) 様式の改正又は廃止

3 定款第14条第6号に規定する理事会が定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 地方独立行政法人桑名市総合医療センターが当事者である不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関する事項

(2) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

4 次に掲げる事項は、理事会において報告するものとする。

(1) 定期の予算執行状況及び経営状況に関する事項

(2) 重大な医療事故及び院内感染に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(招集)

第3条 理事会は、定款第13条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長が招集する。

2 理事会は、1月に1回開催するものとし、必要に応じ臨時に開催する。

3 理事会の議案に付議すべき事項は、招集の際次条に規定する理事会の構成員に通告しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

(構成)

第4条 理事会は、理事長、副理事長及び理事（以下「理事等」という。）をもって構成する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 理事長は、必要と認めるときは、理事会の構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(理事会における書面表決)

第6条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事等は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、定款第15条第3項及び第4項の規定の適用については、出席した理事等とみなす。

(議長)

第7条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指定する者が議長の職務を行う。

(議事録)

第8条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

2 議長は、理事会に出席した理事の中から議事録署名人2人を指名し、議事録署名人は、議事録を確認の上、署名または押印を行うものとする。

(庶務)

第9条 理事会の庶務は、管理部において行う。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月6日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3月28日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 4月27日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 4月11日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 4月 1日制定）

この規程は、公布の日から施行する。